

令和4年度事業報告

事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて鳥取県知事から委任された食鳥検査を実施した。

(1) 法人の運営

ア 会議の開催

(ア) 理事会

- a 第89回理事会 令和4年5月20日(金)
 - (a) 令和3年度事業報告(案)の承認について
 - (b) 令和3年度事業収支決算(案)の承認について
 - (c) 次期役員候補者について
 - (d) 第20回評議員会の開催について
- b 第90回理事会 令和4年6月21日(火)
 - (a) 業務執行役員の選定について
 - (b) 事務局長の任命について
- c 第91回理事会 令和5年3月16日(木)
 - (a) 令和4年度事業に係る補正予算(案)について
 - (b) 令和5年度事業計画(案)について
 - (c) 令和5年度事業に係る収支予算(案)について
 - (d) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会就業規則の一部改正について

(イ) 評議員会

- a 第20回評議員会 令和4年6月21日(火)
 - (a) 令和3年度事業報告の承認について
 - (b) 令和3年度事業収支決算の承認について
 - (c) 役員(理事・監事)の選任について

イ 監査及び公益法人検査の実施

(ア) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会監事による監査

- a 令和4年5月16日(月)
令和3年度事業に係る業務及び決算監査
- b 令和4年10月17日(月) 令和4年度中間決算監査(定例監査)
- c 令和4年11月10日(木) 令和4年度鳥取県法人指導課監査

ウ 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を受けた。

エ 職員食鳥検査技術向上研修会

例年、協会独自で実施している「食鳥検査技術全体研修会」は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から中止とした。

(2) 食鳥検査事業

ア 食鳥検査員の派遣(各食鳥処理場毎に常時2名~3名の食鳥検査員を派遣)

(ア) 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設（東伯班）

営業日数：260日（平日207日、土曜日44日、日曜日0日、祝祭日9日
年未年始0日）

(イ) 名和食鶏有限会社食鳥処理施設（名和班）

営業日数：254日（平日193日、土曜日47日、日曜日0日、祝祭日13日
年未年始1日）

(ウ) 株式会社大山どり食鳥処理施設（淀江班）

営業日数：260日（平日208日、土曜日37日、日曜日0日、祝祭日14日
年未年始1日）

イ 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分とした。

(ア) 食鳥検査羽数は20,255,540羽で、前年度の20,165,499羽より90,041羽増加した（対前年比100.4%）が、7月、1月、2月及び3月の4ヵ月は前年同月を下回った。（別紙1）。

(イ) 食鳥検査の手数料収入金額は67,292,132円で、前年度の66,994,979円より297,153円増加した（対前年比100.4%）。

(ウ) 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は291,977羽で、廃棄処分率は1.45%（令和3年度：290,387羽、1.44%）であり、前年度より0.01%増加した。また、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は390,902羽で、廃棄処分率は1.94%（令和3年度：349,556羽、1.73%）であり、前年度より0.21%増加した。

禁止・全部廃棄及び一部廃棄処分羽数の合計は682,879羽で、処分率は3.37%（令和3年度：639,943羽、3.17%）であり、全体での処分率は前年度より0.20%増加した（別紙2）。

(エ) 精密検査は15検体、延べ30件の細菌検査を実施した。（別紙3）

ウ 家畜保健衛生所との連絡会議

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大を受けて開催を見送った。

エ 県衛生部局との連絡会議

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて実施できなかった。

オ その他

委任された業務を継続維持するために、新型コロナウイルス抗原検査キットを全ての検査員に配布し、感染予防と拡大防止に努めた。

(3) 広報啓発事業

ア 一般消費者を対象として、食鳥肉の安全性を確保するために実施している食鳥検査の方法及び食鳥肉の処理工程を分かり易く解説したDVDを関係者等に配布、普及啓発を図った。

イ 食鳥検査の分析結果を基に専門的検討を加えて各処理場を通じて食鳥生産者に還元し、生産技術の向上と併せて食鳥肉の衛生的生産意識の高揚を図ることに努めた。

ウ ブロイラーの生産及び処理における衛生状況の向上に資するため、機関紙「食鳥だより No. 37」を発刊した。本号では、本協会の高島一昭 理事長に「アニマルウェルフェアをめぐる最近の動向」と題して、近年畜産業界でも対応が迫られている動物愛護の考え方について寄稿いただき、養鶏及び食鳥処理業界でも取り組む必要性について広報した。

食鳥検査だより 第37号

a 発行部数：300部

b 配布先：生産者、処理業者、全国食鳥指定検査機関及び行政関係機関 他

エ 各食鳥処理場において、食鳥衛生管理者（食鳥処理業務従事者を含む）を対象に昼休みや休憩時間にミニ研修会を開催し、食鳥に係る疾病診断技術及び鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

オ より多くの県民に当協会の業務内容や食鳥検査の意義についての理解を深めるため、随時ホームページを更新した。また、県が主催する鳥取大学農学部獣医学科学生のインターンシップに協力した。

(ア) 鳥取大学農学部共同獣医学科インターンシップ

a 期 日：令和4年8月23日（火）及び25日（木）

b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布

c 対 象：鳥取大学共同獣医学科5年次学生8人

※ 例年行われている鳥取県立米子南高等学校生活文化科生徒実習は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止となったので、当協会の広報啓発は実施できなかった。